

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の改正について

主な改正内容

- 1 所有者の責務強化
- 2 報告徴収の規定の追記
- 3 「管理不全空家等」の所有者等に対する措置に係る規定の追記
- 4 代執行の円滑化
- 5 その他既定の整備を行うもの

1 所有者の責務強化

現行の「適切な管理の努力義務」に加え、国、市の施策に協力する努力義務に係る規定を追記するもの

2 報告徴収の規定を追記

法の改正に伴い、報告徴収に係る規定を追記するもの。

特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令に必要な措置のために報告することを求めることができるようになり、所有者等に対して、特定空家等の状態を是正する意向があるか、指導等の後に改善を図ったかどうか等について報告を求めることができる。

3 管理不全空家等(放置すると特定空家等になるおそれのある空家)の用語の定義及び所有者等に対する措置に係る規定の追記

法の改正により、「管理不全空家等」の所有者等に対する措置に係る規定を追記するもの。「管理不全空家等」に該当すると、指導・勧告が可能となり、指導してもなお状態が改善しない場合には、市区町村は勧告を行うことができる。

4 代執行の円滑化

法の改正に伴い、所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は確定判決なしで徴収が可能となったため、それに係る規定を追記するもの。

5 その他既定の整備を行うもの

(1) 「空き家等」の表記変更

「空き家等」を「空家等」に変更し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の表記に合わせるもの。

(2) 引用条項の修正